



表紙：「猛暑日のスキー場」
撮影：及川 洋平 さん
撮影場所：明野ヶ丘スキー場
コメント：真夏に見上げるスキー場もいいですよ

令和7年第2回定例会 審議結果	2～4 P
幕別町のここが聞きたい 10人の議員が一般質問	5～15 P
委員会レポート	16～17 P
委員会クローズアップ 広報広聴委員会 コラム	18 P

まくべつ
議会だより
題字 創刊号編集委員長 斉藤 毅雄 氏

6月定例会
(会期) 6月5日
～6月25日

No. 220
令和7年8月1日

第2回定例会

第2回幕別町議会定例会は、令和7年6月5日から6月25日まで開催しました。

条例の改正や補正予算、財産の取得等について提案があり、審議の結果、すべて原案のとおり可決しました。

また、町の取組や将来に対する方針について幅広く質問する「一般質問」は、10人の議員が行いました。※一般質問の内容は「幕別町のここが聞きたい」(P5)をご覧ください。

条例を改正

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正により、国政選挙において国が市町村に交付する執行経費の基準が見直され、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことから、国の基準に従い定めている本条例について、所要の改正を行うもの。

その他の審議議案

○幕別町辺地総合整備計画の策定について

南勢及び糠内辺地に係る令和7年度から11年度までの総合整備計画の策定。

○幕別町辺地総合整備計画の変更について

駒島、中里、新和、美川及び古舞の5辺地に係る総合整備計画を変更。

○幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

事業内容の修正及び追加に伴う計画の変更。

○工事請負契約の締結について(相川20号橋架替工事(下部工))

【4億7850万円】

北海道が施行する旧途別川河川改修事業による堤防の嵩上げに応じた相川20号橋架替工事。既設橋梁の橋台2基の撤去、新橋の橋台2基の設置。

○工事請負契約の締結について(アイヌ文化拠点施設展示館棟展示設置工事)【1億98万円】

資料保管展示用のガラスケース等の展示造作、コーナー標示や解説パネル等の展示グラフィック、展示映像コンテンツとその音響機器、模型造作の製作等の設置工事。

○工事請負契約の締結について(幕別認定こども園増築改修工事(建築主体))【3億5398万円】

旧わかば幼稚園園舎を改修、保育所機能部分を増築し、施設の整備を行う。主な概要は保育室、ほふく室、乳児室、調理室等の配置、外壁と屋根の仕上げ工事。

○工事請負契約の締結について(幕別認定こども園増築改修工事(電気設備))【7037万8千円】

幕別認定こども園のLED照明設備のほか、構内放送設備、火災報知設備等の設置工事。

○工事請負契約の締結について(幕別認定こども園増築改修工事(機械設備))【1億1759万円】

幕別認定こども園の冷暖房エアコン、乳幼児室、ほふく室の床暖房の設置のほか、衛生器具設備、換気設備等の設置工事。

○工事請負契約の締結について(相川20号橋架替工事(上部製作))【1億4340万9970円】

北海道が施工する旧途別川河川改修事業による嵩上げに応じた相川20号橋架替工事。橋梁の上部構造に床版、主桁を制作する。

○工事請負契約の締結について(幕別ダム監視装置更新工事その1)【5335万円】

供用開始以来、約20年が経過する水管理制御設備の監視装置を国の水利施設等保全高度化事業を活用し、令和7年度から9年度までの3か年で更新を行う。本年度は、テレメータ・警報制御装置、有線警報装置などの更新工事を行う。

○財産の取得について(パソコン端末)【1386万円】

導入から7年が経過した職員用パソコン62台について、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して更新するもの。

○財産の取得について(教職員用パソコン)【3520万円】

導入から7年が経過した教職員用パソコン94台について、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して更新するもの。



○財産の取得について（議会中継システム）【1559万8千円】

導入から9年が経過した議会中継システムについて、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して更新するもの。

○財産の取得について（総合行政情報システム周辺機器）【2325万4千円】

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、必要となる周辺機器等について、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して取得するもの。

○財産の取得について（GIGAスクール構想機器端末）【4590万9600円】

町内の中学校5校の生徒と教員が使用するタブレット端末で、導入から5年が経過し、バッテリーの劣化と操作性の低下を解消するため、更新するもの。

○固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

現委員の吉田正司氏が、令和7年6月26日をもって任期満了となり、後任の委員の選任について提案があり、議会で同意しました。
※任期3年 三好 誠 氏（寿町）

令和7年度補正予算を可決

会 計	補 正 額	補正後の総額	主な補正内容
一 般	8億7722万3千円	226億2085万7千円	定額減税調整給付金給付事業、介護予防支援事業、麦・大豆生産技術向上事業、林業団体活動支援事業、商工会振興補助事業、公園整備事業、中学校教育活動推進事業、化石発掘調査研究事業、職員給与支払事務事業、参議院議員選挙執行事務事業、道路施設維持事業 ほか
水 道 事 業	1712万5千円	20億4655万1千円	システム利用料、配水施設改良工事
下水道事業	2100万円	30億4622万4千円	污水管移設工事負担金

◆議会日誌◆

5月8日 議会広報広聴委員会
5月9日 議会運営委員会
5月14日 議会運営委員会
5月14日 第2回臨時会
5月27日 議会運営委員会
6月5日 議会運営委員会
6月5日 第2回定例会
（初日 行政報告・議案審議）
6月5日 議会広報広聴委員会
6月5日 産業建設常任委員会
6月12日 民生常任委員会
6月12日 総務文教常任委員会
6月17日 議会運営委員会
6月17日 第2回定例会（一般質問）

6月18日 議会運営委員会
6月18日 第2回定例会（一般質問・議案審議）
6月19日 議会運営委員会
6月25日 議会運営委員会
6月25日 第2回定例会（議案審議）
6月25日 議会運営委員会
7月3日 議会運営委員会
7月8日～9日
全道町村議長会議員研修会・先進地視察研修
7月10日 議会広報広聴委員会
7月15日 産業建設常任委員会
7月16日 議会広報広聴委員会
7月16日 議会運営委員会

○第2回定例会（6月5日～6月25日）

■審議した議案

議 件 名	結 果	議 件 名	結 果
幕別町土地開発公社に係る令和7年度事業計画書及び令和6年度決算に関する書類の提出について	配布済 (6/5)	幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	原案可決 (6/18)
公益財団法人幕別町農業振興公社に係る令和7年度事業計画書及び令和6年度決算に関する書類の提出について	配布済 (6/5)	令和7年度幕別町一般会計補正予算（第3号）	原案可決 (6/18)
専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）	報告済 (6/5)	工事請負契約の締結について（相川20号橋架替工事（下部工））	原案可決 (6/18)
専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	報告済 (6/5)	工事請負契約の締結について（アイヌ文化拠点施設展示館棟展示設置工事）	原案可決 (6/18)
専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）	報告済 (6/5)	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (6/25)
令和6年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について	報告済 (6/5)	令和7年度幕別町一般会計補正予算（第4号）	原案可決 (6/25)
令和6年度幕別町水道事業会計予算繰越計算書について	報告済 (6/5)	令和7年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決 (6/25)
令和6年度幕別町下水道事業会計予算繰越計算書について	報告済 (6/5)	令和7年度幕別町下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決 (6/25)
債権の放棄について	報告済 (6/5)	工事請負契約の締結について（幕別認定こども園増築改修工事（建築主体））	原案可決 (6/25)
財産の取得について（パソコン端末）	原案可決 (6/5)	工事請負契約の締結について（幕別認定こども園増築改修工事（電気設備））	原案可決 (6/25)
財産の取得について（教職員用パソコン）	原案可決 (6/5)	工事請負契約の締結について（幕別認定こども園増築改修工事（機械設備））	原案可決 (6/25)
財産の取得について（議会中継システム）	原案可決 (6/5)	工事請負契約の締結について（相川20号橋架替工事（上部製作））	原案可決 (6/25)
財産の取得について（総合行政情報システム周辺機器）	原案可決 (6/5)	工事請負契約の締結について（幕別ダム監視装置更新工事その1）	原案可決 (6/25)
株式会社幕別町地域振興公社に係る令和7年度事業計画書及び令和6年度決算に関する書類の提出について	配布済 (6/17)	財産の取得について（GIGAスクール構想機器端末）	原案可決 (6/25)
幕別町辺地総合整備計画の策定について	原案可決 (6/18)	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同 意 (6/25)
幕別町辺地総合整備計画の変更について	原案可決 (6/18)		

意見書・陳情書

採択となった意見書の提出を求める陳情書は、幕別町議会として意見書を関係機関に提出しています。

意 見 書 等	結 果	陳情者・提出者
地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書	総文付託 (6/5) 採 択 (6/25)	連合北海道幕別地区連合
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書	総文付託 (6/5)	連合北海道幕別地区連合
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書の取下げ	許 可 (6/25)	連合北海道幕別地区連合
道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書	総文付託 (6/5) 採 択 (6/25)	連合北海道幕別地区連合
令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書	産建付託 (6/5) 採 択 (6/25)	連合北海道幕別地区連合
ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	原案可決 (6/25)	議員提案
地方財政の充実・強化に関する意見書	原案可決 (6/25)	議員提案
道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	原案可決 (6/25)	議員提案
令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	原案可決 (6/25)	議員提案

幕別町の ここが聞きたい!!

一般質問

10人の議員が一般質問

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。

幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。

紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
6	内山美穂子 議員	① 幕別清陵高等学校が更に魅力ある学びの場になるために ② 札内駅駅舎の利活用について
7	小田 新紀 議員	① 学校教育における悪天候や災害時などの対応について ② 教職員の勤務実態調査と働き方改革について
8	長谷 陽子 議員	① 戦後80年、昭和から100年を機に平和事業の継続的な取組を
9	岡本眞利子 議員	① 交通事故のない安全なまちづくりを
10	谷口 和弥 議員	① 町長等の執行機関と緊張関係を保ち、行政執行を監視する議会に ② 「幕別町職員提案制度」を活用し、職員のアイデアが生かされる職場に
11	塚本 逸彦 議員	① 忠類地区の環境を活かした移住・定住政策を
12	酒井はやみ 議員	① 男女共同参画とジェンダー平等の実現に向けて
13	中橋 友子 議員	① 幕別町農業・農村振興計画の具体的な取組について ② 教員の働き方改革を推進し、なり手不足の解消を
14	荒 貴賀 議員	① 部活動の地域移行、生徒を真ん中に部活動のあり方を検討し、必要な予算措置を
15	野原 恵子 議員	① 「障害のある人」が安心して暮らせる町に ② 依存症に対する予防対策について

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



内山美穂子 議員
(拓政会)



幕別清陵高校は、道立幕別高校と私立江陵高校の再編統合が実現し、平成31年に新たな道立高校として開校した。

高校を取り巻く状況が厳しさを増す中、地元の期待を背負って誕生したこの学校が今後も選ばれる魅力ある高校となるために、町の積極的な関わりや支援が欠かせない。そこで以下について伺う。

- (1) 清陵高校に対する町の認識は。
- (2) 卒業生の進路状況は。
- (3) 遠方から通う生徒に住まいや食事の支援策は。
- (4) 通学手段の現状と今後の支援策は。
- (5) 魅力ある高校づくり補助金の活用内容と今後の方向性は。
- (6) 「地域連携マイプロジェクト」の充実に向けた支援体制は。

教育長

(1) 町内中学校の中学生の有力な進路先であり、通学に伴う負担の少ない学びの場である。地域企業への優秀な人材供給元として、まち

問
幕別清陵高校が更に魅力ある学びの場になるために

答
高校と協議しながら、生徒の育成につながる事業に取り組んでいく

づくりには大きな役割を果たしている。

- (2) 卒業生の進路状況は、令和7年3月（第4期卒業生）は、国公立大学4人、私立大学9人、短期大学11人、看護学校・専門学校26人、公務員8人、その他民間就職等23人。第1期卒業生からこれまでの進路状況は、大学・短期大学28・4%、看護学校・専門学校37・4%、就職34・2%であり、全体の約三分の二が進学を選択している。
- (3) 教職員住宅の入居者が減少していることから、令和7年5月に幕別及び札幌市内街の住宅を順次廃止するとした。今後、廃止する教職員住宅の活用方法を検討し、高校側と協議しながら下宿利用の可能性も含め、本年中に方向性を見出したい。
- (4) 生徒の主な通学手段は、徒歩、自転車、保護者による送迎50・3%、バス28・9%、JR20・8%（令和7年度当初）。幕別清陵高校の支援事業において、高校と協議を重ねながら、力を入れて取り組

みたい事業を優先的に進めており、通学支援も議論されたが、優先度が低く事業の対象外となった。今後も特色ある教育活動の充実を図り、地域の未来を担う生徒育成につながる事業に取り組んでいきたい。

- (5) 模擬試験や資格検定費、介護実習講師謝礼等への補助を「北海道幕別清陵高等学校教育振興会」を通して間接的に支援している。今後も高校の魅力を高める事業に対して支援を続けていく。
- (6) 現時点で地域連携コーディネーターについては、高校側が地域に依頼して取組を進めている。「地域連携マイプロジェクト」の充実に向けて高校側と協議しながら支援を続けていく。

問
札幌内駅駅舎の利活用について

答
利便性向上につながるようJRと協議していく

問
令和7年第1回定例会でJR北海道から10月1日よ

り札幌内駅を無人化にする方針が示された旨の説明があった。無人化に伴い駅機能の低下や地域の衰退が懸念される。

町としても駅の活用をまちづくりの視点で捉え直すべきと考え、以下の点を伺う。

- (1) 防犯・安全対策について。
- (2) 駅舎の活用について、今後の取組は。
- (3) 多様な人材からアイデアを募りながら活用法を検討すべきでは。

町長

- (1) 札幌内駅の駅舎はJR北海道の施設であり、駅施設内の防犯・安全対策は施設管理者の判断に基づき行われるものであるが、駅舎内の全体を監視できるよう防犯カメラの増設について協議している。
- (2) 札幌内駅はJR北海道の管理施設として存続するため、町独自で利活用を決定することはできないが、駅員常駐スペースの不要化を踏まえ、待合室の拡張や利便性向上に向け、JR北海道との協議を進めている。

町としては公共交通利用促進のため、乗客の利便性を重視した施設であるべきと考えており、利用者や商工会、建設業者など広く住民の意見を伺いながら、JR北海道との協議を重ねる予定である。



小田 新紀 議員
(拓政会)



2月4日、記録的な大雪が降り、住宅街や団地内道路等で、安全が十分に確保できない状況が続いた。そうした中で近隣市町に先駆けて小中学校を再開したが、児童生徒や教職員が「安全に登下校できない」「車が出せず出勤や送迎ができない」等の問題が多く発生。また、保護者向け文書の文言等、大きな懸念・不安を招いた。

町の組織体制そのものに懸念すべき課題があると感じる。

また、5日以降は、出勤できなかった教職員に対して「災害事故休暇」を適用せず、後日になってから「有給休暇」の取得を求めた点も今後の検討が必要である。

学校が安全安心であり、教職員にとつては働きがいのある場であるよう、以下について伺う。

(1)災害時などの休校・再開の判断体制は。

(2)教職員の災害事故休暇の判断基準は。

問 学校教育における悪天候や災害時などの対応について

答 登校・勤務ともに、災害時は的確な情報を基に適切な判断を行う

教育長

(1)学校登校日に大雪が予想される場合、帯広測候所の気象情報等を基に児童生徒の登下校の可否を判断する。教育委員会は除雪車の出勤状況、スクールバス運行の可否を情報収集し、学校長が収集した情報とを共有しながら、児童生徒の登下校の可否について双方で確認し、学校長が臨時休校等を判断しており、学校から保護者にマチコミメールで周知している。災害時も同様に情報を共有し、登校可否を判断する。今後も児童生徒の安全な通学を優先し、必要な情報を学校側と共有を図りながら、適切な対応を行う。

(2)災害事故休暇は、北海道人事委員会規則により特別休暇として定められており、地震や水害、火災等の災害や交通機関の事故等によって出勤が著しく困難とされる場合に取得可能である。単なる交通渋滞や職員の過失による事故では認められず、現実に出勤不可能な災害が生じた際、また代替手段等

問 教職員の勤務実態調査と働き方改革について

答 実態を踏まえた業務改善と、研修機会の充実を図る



3月28日の道教委通知では、教員の長時間勤務を改善するには、持ち帰り業務や休日勤務、休憩時間等の実態を正確に把握し、業務改善に活かすことが重要とされている。本町の教職員の働き方改革をさらに進めるため、以下を伺う。

(1)勤怠管理で休憩時間・土日の部活動指導・持ち帰り業務を適切に把握しているか。それを業務改善に反映しているか。

(2)長期休業中の在宅勤務の推進、より豊かで選択肢が広がる自己研修となるための方策は。

教育長

(1)本町の教職員勤怠管理は、令和2年5月に導入した「出退勤管理システム」により管理を行っており、校務用パソコンで出勤の操作を行い、在校等時間を計測しているが、休憩時間や持ち帰り業務の時間は把握しておらず、土日の部活動指導時間は引率業務に係る活動記録で把握している。これらのデータを基に、教職員の健康維持と一部の教職員への業務の偏りを防ぎつつ、業務の平準化と効率化に取り組んでいる。

(2)在宅勤務については、北海道教育委員会は「道立学校職員の在宅勤務実施要領」を策定し、校務運営に支障がない範囲での在宅勤務を可能とした。これを受け、本町では「幕別町立学校職員の在宅勤務実施要領」を策定し、昨年末の冬季休業期間から運用しており、今後も実施要領に基づき、適切に対応していく。教職員研修については、教育公務員特例法に基づき、北海道教育委員会が研修旅費を学校に配分しており、よりよい教育活動につながる学びを目指してICT活用等の研修に参加している。教職員の資質向上を目的として、今後も教育関係団体等と連携しながら学びの機会を確保していく。



長谷 陽子 議員
(無会派)



今年(令和5年)は戦後80年、昭和から100年という節目の年を迎え、焼け跡から戦争しない国として立ち上がった日本は復興から高度経済成長を遂げ、繁栄を築いてきたが、そうした時代は過去のものとなりつつあり、急速に人口が減少、経済は低迷している。

分断が進む世界では戦いが止まない状態にあり、こうしたことから、戦後80年、昭和から100年を迎える今年(令和5年)は、平和と民主主義を誓った戦後を見つめ直す時である。

幕別町として、これを機に、例えば、文芸誌によるこの間の振り返り特集や講演会、動画での発信、町民の空襲体験や学童疎開などの体験を聞く会、図書館やふるさと館での特別企画展示、映画会や小中高生による平和標語や平和を願う作文、メッセージ等の募集、学校での平和教育など、今年だけでなく継続的に平和事業に取り組む考えについて伺う。

問 戦後80年、昭和から100年を機に平和事業の継続的な取組を

答 平和非核宣言の精神を風化させないため、引き続き平和事業に取り組んでいく

町長

本町においては、「平和非核宣言」の精神の下、具体的には平和事業及び平和教育に取り組んでいる。平和非核宣言の看板を町内4か所に設置しているほか、核兵器使用の悲惨さを忘れず、核廃絶と平和の重要性を考える取組として、毎年8月に幕別・札内及び忠類の3地区で順番に原爆パネル展を開催している。

また、平和首長会議の一員として加盟都市と連携し、「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動も行っている。戦争の歴史を学ぶ取組として「町民文芸まぐべつ」で町民の戦争体験や史実録が掲載されたほか、学校の社会の授業の一環として空襲跡地の現地学習が行われている。

今後においては、戦争経験のない多くの方にも知ってもらうため、広報紙の特集ページの掲載について検討するほか、講演会、映画の上映や演劇などを通じて戦争の歴史に触れる機会の提供の可否につ

いて、指定管理者等と密接な連携を図るとともに、行事等の周知に努めていく。

図書館では戦争に関する郷土資料を収集・展示しており、例年8月には「戦争と平和に関する図書展示」として特別展示を開催している。

ふるさと館では、戦争に関する展示品として旧日本軍の水筒、寄せ書きをした日章旗、軍隊手帳など25点を常設展示しており、改めて広報紙やSNSで紹介し来場を促していきたいと考えている。また、小中学校の平和教育は学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた内容を社会科で扱い、平和な世界実現のため我が国が果たす役割等を学習している。

「小中高生による平和標語や平和を願う作文、メッセージ等の募集」については、一部の学校では題材として取り組んでいるものの、全学校での実施は難しいため、今後も引き続き、戦争の残した教訓や平和の大切さについて理解が

深められるよう教育委員会を通して要請していく。町としては、平和非核宣言の精神を風化させないため、引き続き平和事業を通じて町民とともに平和の尊さを考える機会をつくっていきたい。

再質問

世界情勢では第二次世界大戦に似た領土争いが起き、人命軽視が進む中、次世代に平和を継承する責任があると考える。平和を守るには、コミュニケーションと対話を重視し、相手への理解と思いやりを持って対話が続けることが必要と考えるが、町長の考えは。

答

外国からの侵攻があった場合には、平和外交を政府が責任を持って進めるべきと考える。我々は戦争の惨禍を忘れず、二度と日本から攻めることがないよう、学びと理解を深める努力を続けることが重要であると考えている。



原爆パネル展の様子(令和5年)
(札内コミュニティプラザ内)



岡本眞利子 議員
(政清会)



交通事故のない安全なまちづくりは、住民にとって最大の願いであり、日頃より危険性を感じている生活道路や通学路の改善が求められている。

特に小学1年生の歩行中の死傷者は他の年代より高く「魔の7歳」とも言われている。入学直後の5月に事故は増加しており、当事者レベルで危機意識を共有することが重要であることから、以下について伺う。

- (1) 町内の道路（通学路を除く）における安全な環境整備について
- ① 令和6年度の交通事故件数、発生状況及びその対策は。
- ② 信号機設置の要請数と状況は。
- ③ 危険な交差点改良の要望数は。
- ④ 自転車事故減少への取組は。
- ⑤ 本町の高齢者ドライバーの免許返納の現状は。
- (2) 通学路の安全確保について
- ① 直近3年間における通学路での交通事故の発生状況は。
- ② 直近3年間における通学路の危険箇所の把握件数とその対応

問

交通事故のない安全なまちづくりを

答

交通安全の啓発・指導及び事故防止活動に積極的に取り組んでいる

状況は。

- ③ 通学路の安全対策の具体的な取組は。
- ④ 安全対策の実施課題は。
- ⑤ 安全対策の進捗状況と今後の計画は。

町長

- (1) ④ 本町における令和6年の交通事故発生総件数は30件であり、その内訳は、車両相互の事故が24件、自転車や歩行者を巻き込む事故が6件である。事故防止に向け、町は帯広警察署や幕別町生活安全推進協議会等と連携し、交通安全旗波運動等を通じて交通安全意識向上に努めている。また、毎年4月の広報紙において自転車の点検と交通ルールやマナー等の周知を行っているほか、保育所等において交通安全推進員による交通安全教室を開催し、交通社会の形成を図る取組を進めている。
- ② ③ 住民からの危険交差点改良要望のうち、信号機等の設置要望は、令和6年度に9か所の設置希望が

あり、北海道公安委員会に要望したが、実現には至らなかった。このほか、横断歩道3か所、一時停止規制標識18か所の新設要望を行い、一時停止規制標識1件が設置された。設置決定は交通量や道路状況など総合的に判断されるため、要望の実現は困難な状況にあることから、町は注意喚起を促す啓発看板や路面標示の設置等の交通安全対策に取り組んでいる。

⑤ 帯広警察署管内の運転免許自主返納数は公表されていないが、本町の臨時窓口での返納者数は令和4年に17人、令和5年に21人、令和6年に22人となっている。

教育長

- (2) ① 本町の通学路での交通事故は直近3年間で1件、小学生が自転車下校中に車の後進で転倒し擦り傷を負ったが、ヘルメット着用で大事には至らなかった。
- ② ⑤ 通学路は毎年学校で状況確認の上指定し、平成24年以降は3年に1度合同点検を実施している。

これまで対策が必要な箇所には区画線や警戒標識の設置、歩行動線の確保など対応を進めてきた。直近3年間では、令和7年2月の点検で新たに7か所の危険箇所を確認し、従来からの24か所と合わせ31か所について通学路交通安全プログラムに掲載し、関係機関へ対応を要請している。町は注意看板や維持管理に対応し、教育委員会は児童生徒への注意喚起を徹底しているが、信号機等の設置は公安委員会が行うため、要望を行ってはいないが対応が進まない状況である。また、事故が多い小学1年生を対象にスクールガードによる見守りや交通安全指導員を配置し交通指導を行っている。今後も町、教育委員会、関係機関が連携し、児童生徒への交通安全指導と危険箇所対応の徹底を図っていく。

再質問

令和6年度時点での信号機設置要請数の増加状況、最新の設置場所、要請から設置までの期間は。

答

設置の要望数は合計32か所で、令和6年度には9か所の要望があった。直近では令和6年2月に若草7号通に歩行者用信号機が新設され、要望から少なくとも3〜4年以上が経過しての設置となった。



谷口 和弥 議員
(無会派)



問 令和7年4月、北海道新
聞の取材で北海道内人口
上位12市のうち9市議会と北海道
議会で、自治体職員が議員の質問
をつくる「やらせ質問」や、自治
体職員が首長提案議案の「賛成討
論」をつくることが横行している
ことを明らかにした。北海道新聞
ではその社説の中で「これらには有
権者の期待を裏切る行為であり、
地方自治の根幹である議会制民主
主義を形骸化させるものだ」と指
摘している。

については以下の点を伺う。

(1)自治体職員が議員の「質問」や
「賛成討論」をつくる行為に対す
る町長の見解は。
(2)これまで幕別町議会において町
職員が議員の「質問」や「賛成討
論」をつくるケースはあったか。

町長

(1)「一般質問」は、定例会におい
て、議員が町の施策の状況や方針
等を行政機関に直接質すものであ
り、「討論」は、提出された議案

問 幕別町議会において「やらせ」はあったか

答 「やらせ質問・討論」はなかったと認識している

に対して、各議員が賛成、反対の
立場を表明し演説をするものであ
る。これらは、議員に与えられた
権利で、各議員の知見と活動の集
約であり、報道の「地方自治の根
幹である議会制民主主義を形骸化
させる」という指摘については当
然のこととして捉えている。

(2)「質問」や「討論」は議員の知
見と活動の集約であり、議員固有
の権利であることから、職員から
議員に対して質問の作成を依頼を



**問 「幕別町職員提案制度」を活
用し、職員のアイデアが生か
される職場に**

**答 近年の応募は低調に推移し
ているが、効率的な行財政
運営の推進に活用していく**



問 平成28年度から平成37年
(令和7年) 度までの10か
年を期間として、「第4次行政改
革大綱」を策定した。「同大綱」

には「政策決定や業務改善などの
様々な場面において、多様な手法
によりアイデアを募り、職員の能
力の活用を図るための「幕別町職
員提案制度」が示されている。

職員にとって自分のアイデアが
生かされる職場づくりは急務であ
ると考える。

については、これまでの「幕別町
職員提案制度」の提案件数及び採
用件数並びに職員提案制度活用の
成果について伺う。

町長

昭和61年度に創設された「幕別
町職員提案制度」は、職員からの
事務改善や町政に関する提案を求
め、町政への参加意欲を高めると
ともに行政運営の効率化を推進
し、町民サービスの向上を目的と
した制度である。

職員提案制度は、創意工夫によ
る具体的かつ現実的な提案が対象
であり、審査委員会の評価を踏ま
え、提案の採否は町長が決定する。
平成24年度からの実績は提案件数
13件、採用件数8件でありSNS
活用等、政策に反映している案件
もあるが、近年は応募件数が低調
に推移している。その要因として、
提案書提出には勇気が要る点や業
務多忙による時間不足が考えられ
る。制度活性化には周知や提案し
やすい環境整備が重要であり、職
員に日常の改善意識を持ち、遠慮
せず発言する姿勢を求めている。
本制度は、職員が広い視点を持
って業務改善に前向きに取り組む
姿勢を養い、人材育成や組織活性
化につながる有効な仕組みであ
る。本年度は新たな行政改革大綱
の策定に当たり、職員から改善事
項を含めた提案を募り、効率的な
行財政運営の推進に活用していく。



塚本 逸彦 議員
(政清会)



幕別町忠類地区は、豊かな自然環境に加え、町内唯一の道の駅やキャンプ場等の観光資源に恵まれ、大樹町で進められている宇宙開発事業との連携や、十勝南部の地の利を活かした移住・定住の受け入れ地域として非常に適していると考えます。

学校においては地域との協働活動も力に魅力ある教育施策や生活環境整備に取り組み、子育て世代も呼び込み人口の維持・増加持続的な地域となると考え、以下伺う。

(1)移住・定住の受け皿となる住宅の現状は。

(2)宇宙関連企業の従業員や研究者等の移住・定住を促進するための町の施策について、現在の取組と今後の考えは。

問 忠類地区の環境を活かした移住・定住対策を

答 忠類地域の強みを最大限に活かし、地域の活性化や移住・定住につなげていく

(4)移住・定住のサポートに向けた地域おこし協力隊を採用する考えは。

町長

(1)忠類地域では空き地・空き家バンク登録の空き地1件、単身住宅を含む公営住宅59戸、戸建て住宅13件の空き家を把握している。

(2)本町は宇宙関連企業の誘致に向けて、忠類インターチェンジから大樹町へ向かう旧国道沿いの町有地4か所を候補地として公表されている。忠類地域は北海道スポーツに近い地理的な優位性があるが、民間賃貸住宅の空きがない状況が続いているため、今後の住宅需要を見据えつつ、町有地や教員住宅の有効活用を図る必要があると考えます。

(3)本町では、「子育て支援策」と「定住対策」を重要な二本柱とし、子育て世帯等の若年層に本町を選んでもらえるよう取り組んできた。町ホームページやSNS等を活用して効果的な情報を発信し、移住・

定住につなげていきたい。

また、山村留学とは、都市部の児童生徒等が農山漁村地域で自然体験や人間関係の交流を目的に現地の学校に通う制度であるが、町では複数の交流市町等と連携し、「小学生国内研修事業」を実施している。この事業では自然体験や農業体験を通じて忠類地域の魅力を伝える活動を展開しており、「ミニ山村留学」のような取組となっている。この取組が自然な流れで山村留学の実施へと拡大していくことが長期的な制度につながるものであるが、現時点では、実施に向け機が熟するには至っていないため、引き続き景観や観光資源を活かし、交流人口の拡大に努める。

(4)本町では令和元年から地域おこし協力隊の任用を開始し、市街地活性化や地域情報発信等の活動を担っている。忠類地域ではこれまで3名の隊員を配置し、誘客促進や郷土読本執筆等を行ったが、令和6年度以後、不在となっている。町では従来の募集方法を見直し、

インターン制度を活用して自由な提言による選考方法を検討しており、地域活性化や移住促進につながることを期待している。

再質問

実際に住むことが出来る状態の公営住宅の物件は。

答

空き家59戸のうち、入居可能な住宅は実質38戸という状況である。

再質問

山村留学の機が熟す時とはどのような状況を指すのか。

答

山村留学の実施には、受け入れ家庭の意思と熟度が重要である。自然な流れで取り組むためには仕掛けも必要であるが、受け皿として快く受け入れられる環境が整うことが必要と考えます。

再質問

移住・定住のノウハウを持つアドバイザーの採用はどうか。

答

アドバイザーの導入は一つの方法ではあるが、どこでも成功するわけではない。人的なネットワークの重要性が確認でき、助言を活用することでさらに良い成果が得られる可能性があると考えます。



酒井はやみ 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



町は令和7年3月、「誰もが生きやすいまちを目指して」幕別町男女共同参画計画」を策定した。北海道のジェンダーギャップ指数は全国最下位であり、町全体で意識をアップデートしながら、実効性ある取組を進めていく必要がある。

今年度は講演会の開催も予定されており、今後は全庁的な連携、数値目標、進化管理の体制づくりなどが求められる。DVや雇用格差、ケアの偏りなど制度的課題への対応、性の多様性を踏まえた包括的教育、町民とともに学び合い声を上げられる場づくり等、計画を具体化し、育てていく視点から、以下の4点について伺う。

- (1)計画の位置付けと実行体制について。
- (2)制度や仕組みの見直しについて。
- (3)性の多様性と人権を尊重する教育について。
- (4)町民とともに進める啓発と協働の取組について。

問 男女共同参画とジェンダー平等の実現に向けて

答 町民との協働による男女共同参画社会の実現に資する取組を推進していく

町長

(1)幕別町男女共同参画計画は、本町における男女共同参画社会の実現に資する各種取組を体系的に整理した総合的な施策の指針として位置付けている。計画の推進は全庁的な組織である「幕別町男女共同参画推進本部」を中心として、

総合的かつ効果的な推進体制を構築し、部署横断的な連携を図りながら各施策に取り組んでいく。

(2)我が国では、家族や社会構造が変化しているにも関わらず、育児や介護、家事労働が女性中心である状況や、結婚や出産等を理由に女性が離職する現状が見受けられる。町民及び町内事業所を対象としたアンケート調査でも、同様の傾向となっており、依然として男女格差のある状況が示されている。

この現状を踏まえ、課題解消に向けた具体的施策を展開する本計画を策定した。計画の期間は10年間としているが、毎年度の取組状況を評価・改善するとともに、2～3年おきにアンケート調査を

実施し、施策の効果を検証する。また、5年目を目途に計画の見直しを検討し、時勢に応じた計画として推進する。町民の興味関心を高めるため、広報紙やSNSを活用した情報提供を行い、多様な意見の聴取に努める。

(3)町では、0歳からの性教育や学校でのLGBTQ講演、助産師による性教育授業等を実施してきた。しかし近年、SNSの普及で情報が増え、性暴力や性虐待被害等の社会問題、性の多様性への社会的障壁等が問題となっている。

従来の性教育は身体の発達や妊娠に焦点を置いていたが、性は健康、安全、人権、多様性に深く関わるものであり、自身や他者との関係、社会との関わりを理解するための包括的性教育の重要性を認識している。

幕別町男女共同参画計画では、性を尊重し多様性を理解する施策を掲げ、人権やジェンダー平等に関する授業や出前講座を通じ、学校・教育委員会と連携し、正しい知識の普及に努める。

(4)町では、男女共同参画社会の実現に向け、パネル展や図書館での特設コーナー設置、相談窓口の周知等を実施してきた。今後はさらに、広報紙での定期的な情報発信や、「多様な人材が活躍する地域づくりセミナー」の開催を予定している。町民参加型の講演会等を通じ、協働による男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していく。

再質問

インターネット等で女性の性を暴力的に扱う情報に子どもたちが簡単に触れられる環境がある。性暴力・性被害を防ぐために包括的性教育を急いで取り入れる考えは。

答 具体的な方針は未定であるが、問題を放置せず、学校関係者と協議しながら効果的な方法を早急に実行する必要があると考える。



男女共同参画パネル展(令和7年6月)
(札内コミュニティプラザ内)



中橋友子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



国の減反政策によるコメ不足と価格の高騰は、町民の暮らしを厳しくしている。日本の食料の自給率は38%しかない。自給率の向上は喫緊の課題であるが、政府が昨年改定した「食料・農業・農村基本法」では、自給率の向上の概念はなく問題である。幕別は農業者の努力で十勝一位の生産高にあるが、農家戸数は1979年の1325戸から2020年には514戸まで減少した。

町の基幹産業である農業が、今後も維持発展するよう、以下伺う。

(1)食料・農業・農村基本法に対する見解は。

(2)幕別町農業・農村振興計画の推進に向けた具体策は。特に自然環境やエネルギー対策を重視した循環型農業の推進で、持続可能な農業の確立を。

町長

(1)食料・農業・農村基本法は、食料安全保障を巡る情勢変化や課題への対応として昨年5月に改正さ

問
幕別町農業・農村振興計画の具体的な取組について

答
地域農業の持続的な発展と競争力のある力強い農業を目指し、各種施策に取り組んでいる

れた。情勢の変化に対応するため、改正基本法で掲げた「食料安全保障の確保」等の五つの基本理念に基づいた新たな基本計画を国は令和7年4月に閣議決定した。本計画では北海道が主要穀物等の主産地として明記され、食料安全保障の確保に重要な役割を果たすことが認められたと認識している。基本計画に位置付けられた内容が着実に実現されるよう、大胆な予算付けを期待する。

(2)令和6年3月に幕別町農業・農村振興計画の見直しを行い、地域農業の持続的発展と競争力向上を目指している。具体的には「担い手の育成・確保」「農業基盤整備」等の10分野に分け、各種施策に取り組んでおり、後継者育成を目的とした事業や、道営整備事業を活用した農地基盤整備を実施している。また、農業支援システムの充実に向けて気象観測機器設置による情報提供や、有機資源活用による持続可能な生産性向上を進めており、特に家畜ふん尿を活用した

問
教員の働き方改革を推進し、なり手不足の解消を

答
校務の効率化等の推進に取り組んでいく

問
教員不足が深刻化している。背景には、教職員の深刻な長時間勤務等がある。

(1)幕別町教職員の働き方改革である「幕別アクション・プラン」の達成状況と課題は。

(2)長時間労働になる「給特法」について関係機関に働きかけを。

(3)「全国学力・学習状況調査」の中止を。

教育長

(1)ICT機器を活用した授業支援ソフトの研修を実施し、校務支援システムを活用してデータ共有化による事務負担軽減を図ったほ

か、休養日や活動時間の制限、複数顧問の配置による負担軽減を行った。また、在校時間の計測結果に基づく業務効率化や定時退勤日設定や、スクールカウンセラー派遣によるサポート体制の充実を図った。時間外在校時間は改善傾向にあるが、さらなる短縮が課題である。今後は、ICT活用による業務効率化、メンタルヘルス対策等の推進に取り組んでいく。

(2)働き方改革や処遇改善を目的として「給特法」の改正が成立したが、これは教員の業務量管理や健康確保のため、計画策定を教育委員会に義務付け、学校運営の調整役として「主務教諭」を新設し、教職調整額の基準額を段階的に引き上げるものである。これにより働き方改革の加速化、学校運営体制の充実を推進し、教職の魅力を上向きに高める。町は国の動向や具体的な制度内容を注視しながら適切に対応していく。

(3)これまでも「全国学力・学習状況調査」の結果を活用し、小・中学校担当者が協力して学力傾向を分析し、9年間を通じた指導の焦点化に取り組んでおり、小中一貫教育の推進に必要なものと考えていることから、引き続き効果的な活用を図っていく。



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



部活動は、子どもたちの文化やスポーツへの権利にこたえらるとともに、自発的で自治的な活動であることによって思春期の人間形成を豊かにする積極的な意義がある。しかし、いま部活動はその存続が危ぶまれる事態に直面している。

その大本には、部活動指導には人が必要であるが、その固有な人的配置を行わず、授業等のために配置されている教員に頼ってきた問題である。また、誰でも参加できる自発的活動であるはずが、競技選手を育てるかのような練習時間や対外試合が雪だるま式に増えてきたことがある。

スポーツ庁は「部活動の地域移行」を目指し、当面、土日の部活動を学校から地域に移行する方針を打ち出したが、予算措置や体制の保障はなく部活動の有料化・自己負担増等の懸念がある。問題の解決には、部活動の基本的性格の整理が必要であり、町の部活動に対する今後の方針を、以下伺う。

問	答
部活動の地域移行、生徒を真ん中に部活動のあり方を検討し、必要な予算措置を	国の動向を踏まえ部活動地域移行検討委員会を中心に検討を進める

- (1) 部活動の意義は。
- (2) 部活動の運営において、生徒の声を反映する考えは。
- (3) 部活動ガイドラインで示されている休業や時間の取り決めについて、中学校の状況は。
- (4) 町の部活動の地域移行の状況は。
- (5) 部活動の地域移行のための予算措置の考えは。
- (6) 人間の尊厳と子どもの権利の尊重を土台に、ハラスメント防止のため啓蒙活動を行うべきでは。

教育長

(1) 部活動は目標を達成するために努力し続けることで、精神的な成長や自己肯定感を高める等、生徒に多角的な利益をもたらすことから、学校教育上、非常に意義のある活動であると考えている。

(2) 町内の中学校の部活動は、年度当初に部員と指導者によるミーティングを行い、目標、練習内容、年間スケジュール等を共有して運営を行っている。日々の活動では、生徒と指導者がコミュニケーション

ンを重ね、部活動が子どもたちにとって自主的、自発的な取組となるよう留意している。

(3) 「幕別町部活動の在り方に関する方針」では、生徒がバランスの取れた生活を送るため、休養日と活動時間の基準を定めている。休養日は学期中に週2日以上を設け、大会参加時等は振替を行う。また、長期休業中は学期中に準じた扱いとし、学校閉庁日や定期テスト前等も休養日を推奨する。

活動時間は平日2時間、休業日は3時間程度とし、大会後は十分な休養を確保するほか、暑さ指数が31℃以上の場合には活動を行わないとしている。町内の中学校は、基準に沿って活動しており、適切に対応している。

(4) 地域移行の状況は、町内3校の野球部に所属していた37人が地域クラブで活動している。また、地域移行後に想定している活動と同様の活動を既に行っている地域クラブや少年団での活動は6種目で20人となっているほか、学校の部



活動は運動部が15種目381人、文化部が3種目109人である。

(5) スポーツ庁と文化庁の提言では、自治体間の会費格差を防ぐため、国が費用負担の金額の目安を提示する必要性があるとされ、文部科学大臣は本年夏を目途に金額の目安を示す考えを表明した。また、受益者負担の範囲整理も進める考えを示している。国の動向を踏まえ、部活動地域移行検討委員会を中心に検討を進める。

(6) 体罰は学校教育法で禁止されており、ハラスメントも人権を侵害し、断固として許されない行為であることから、令和2年には「幕別町立学校職員に係るハラスメントの防止等に関する基本指針」を策定し、防止の徹底を図っている。これらの行為が児童生徒の心身に悪影響を与え、学校への信頼を損なうことから、年度初めの校長会議で教職員に防止徹底を指導し、教職員に対して体罰やハラスメント防止の徹底を図るよう指示している。今後もハラスメントを決して許さない意識の醸成に努める。



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



2022年12月時点の障害者・児数は、1164万6000人で全人口の9.3%にあたる。5年前の調査に比べて24.3%増えているが精神障害が56.6%増の614万8000人で最多である。幕別町地域福祉計画にも同じ状況が示されている。

障害のある人の地域生活実態調査では、障害年金を含む障害者の収入は、一般の中間的な所得の半分である127万円を下回る人の割合が、78.6%で貧困状態におかれている。

(1)障害児の通所施設、ホームヘルプの利用料は所得制限により一定収入を超えると、負担上限額の約8倍になる。所得要件の撤廃を国に求めていく考えは。
(2)障害者手帳のない難病患者も町の雇用対象者にしていく考えは。
(3)合理的配慮、優生思想などの啓発についての取組は。

町長

(1)収入に応じ負担の上限を定める

問 「障害のある人」が安心して暮らせる町に

答 障がい者の特性や能力を発揮できることを目指し、制度の動向を見極めながら、対応していく

ことは必要であると考えているが、現行の線引きは、過度の負担を強いるものではないと認識しているため、町として国に対して所得要件の撤廃を求める考えはない。

【障害児通所等利用者負担上限月額】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満※)	4,600円
	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※収入が概ね920万円以下の世帯が対象となる

(2)町は障害者雇用促進法に基づき、「幕別町障害者活躍推進計画」を策定している。障がい者の定義は、障害者基本法及び障害者雇用促進法において「その他の心身の機能の障害を含む」とされ、厚生労働省の手引きでは発達障害や難病、高次脳機能障害等も該当すると示している。しかし、障害者雇

用制度促進法では「その他の心身の機能の障害」については障害者雇用率の算入対象には含まれていない。この制度改正は国会で議論されているが、実現に至っていない。

本町の障がい者雇用状況は身体障がい者6人、精神障がい者3人。「その他の心身の機能の障害」は把握できていない。今後も障がい者とその特性や能力等を発揮できることを目指し、制度動向を見極めながら対応していく。

(3)町は、ヘルプマークの普及を図るポスター掲示や広報紙への情報掲載してきたほか、自立支援協議会定例会で当事者の声を聴き、講演会等を毎年開催し理解の促進に努めてきた。さらに、教育と福祉が連携した障がい者理解促進事業として、町内の小中学校で講話や車いす体験を実施し、正しい知識の普及を図っている。役場庁舎内に「ぴよすく」、札内コミュニティプラザ内に「カフェ・ノンノ」を開設し、利用を通して障がい者に対する理解を深めてもらう場となっている。今後も様々な機会を

捉えて、障がい者に対する意識の醸成に努めていく。

問 依存症に対する予防対策について

答 保健所など関係機関との連携を図り支援に努める



アルコール、ギャンブル、薬物依存は気づかず依存症に陥ってしまうことが多く、改善には当事者を支える家族の協力が求められる。

(1)啓発活動の状況は。
(2)当事者を支える家族会への支援は。

町長

(1)依存症対策は、十勝管内では帯広保健所が中心となり普及啓発や相談支援等の取組を進めている。町では保健課が相談窓口を担うほか、公共施設へのポスター掲示、生活習慣病予防の視点からの健康教室の実施等に取り組んでいる。
(2)町ではアルコール依存症回復支援を目的に十勝東断酒会を開催し、保健師が助言指導等を行っていたが、平成28年2月に解散した。十勝管内には保健所や医療機関のほか、依存症からの回復を支援する施設、自助グループがあり、今後も相談者に寄り添い、専門機関紹介や関係機関との連携を図り、必要な支援に努めていく。

委員会レポート（常任委員会・所管事務調査・議場見学）

◎産業建設常任委員会

【所管事務調査】

・令和7年6月5日

○地域インフラ群再生戦略マネジ
メント実施方針

地域インフラ群再生戦略マネジ
メントの実施方針について、建設
部土木課から資料に基づき説明を
受けました。

委員からは、音更町や民間企業
と連携して橋梁などの管理を進め
ていくにあたり、事業を行うこと
による効果と住民サービスの影響
などについて質疑を行いました。

○令和7年度先導的官民連携支援
事業の概要について

実施方針に基づく「道路及び公
園維持管理業務の包括的民間委託
（幕別地域及び忠類地域）」におい
て、性能規定による包括的民間委
託を導入する。仕様書規定による
包括的民間委託の導入から17年経
過して明らかになった課題の整理
や、蓄積してきたデータ及び客観
的データを収集分析すること、公
園等を含めた性能規定による包
括的民間委託を導入するための維
持管理業務のDX化、インフラの
集約再編手法の検討、サポートセ



所管事務調査
（役場3階会議室 6/5）

ンターの構築、モニタリングシス
テムの導入などの管理を実施する
上で必要な支援システムの構築等
を検討する。このため、令和7年
6月から令和8年2月末におい
て、検討調査を実施することにつ
いて、建設部土木課から説明を受
けました。

常任委員会を開催

議会の委員会構成は2年ごとに
改選することになっており、本年
5月14日に新たな委員会構成が決
まりました。

総務文教・民生・産業建設の3
常任委員会を6月に開催し、今後
2年間の活動につながる課題等の
検討を行いました。

Ⅱ委員会の活動とはⅡ

町政が広範化、複雑化してきた
ことにより、議案その他必要な議
決事項を本会議の中できめ細かく
審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、
能率的に審査する議会の常設機関
として、少人数の議員で構成する
常任委員会が設けられています。

委員会名	所管事項
総務文教 常任委員会	企画総務部、忠類総合支所、 札内支所、出納室、教育委員 会、選挙管理委員会、公平委 員会および監査委員に関する 事項並びに他の常任委員会の 所管に属さない事項
民生 常任委員会	住民生活部、保健福祉部、忠 類総合支所および固定資産評 価審査委員会に関する事項
産業建設 常任委員会	経済部、建設部、忠類総合支 所および農業委員会に関する 事項

令和7年9月 第3回定例会日程（予定）

- 9月 3日（水）初日 / 議案審議
- 9日（火）一般質問・議案審議
- 10日（水）一般質問・議案審議
- 12日（金）一般質問・議案審議
- 25日（木）最終日 / 議案審議

令和6年度決算審査特別委員会（予定）

9月17日（水）、18日（木）、19日（金）

議会の映像を
ご覧いただけます！

詳しくは、ホームページ
でご確認ください。





議員研修会 (7/8)

7月8日、札幌コンベンションセンターにおいて、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会が開催されました。西南学院大学法学部教授の勢一智子氏から「地方議会における議員の多彩化に向けて地域社会の「鏡」としての議会を考える」とについて、人口戦略会議副議長の増田 寛也氏から「人口減少社会を生き抜くために」と題した講演が行われました。

全道議員研修会 (7/8)
先進地視察研修 (7/9)



北広島市訪問、給食の試食 (7/9)

翌9日は北広島市を訪問し、食育施設と防災施設を兼ねた複合施設の役割と機能について説明を受けたことに加え、施設内外の見学や給食の試食などの、視察研修を行いました。

議場見学にようこそ！

7月11日に白人小学校の6年生39人が、社会科の学習の一環として本会議場を見学し、町議会について学びました。

町議会について説明を受けた後、電子表決システムを体験し、小田新紀議員より議員になったきっかけなどの話を真剣に聞き、熱心にメモを取っていました。



議場の中を見学する様子



クイズで手を挙げる児童



演壇に立つ児童



電子表決システムの体験



小田新紀議員の話を真剣に聞く様子

委員会クローズアップ 広報広聴委員会のうごき

【広報広聴委員会】

町民にとって
身近な議会とするために
奮闘します！

幕別町議会広報広聴委員会は、幕別町議会の情報を広く町民に提供し、開かれた議会活動の推進を図るために、地方自治法の規定に基づき平成25年5月に設置されました。

◎広報広聴委員会の歴史と役割

「幕別町議会広報広聴委員会条例」は以下の4点を所掌事務と定めています。

- ① 議会広報紙の編集および発行に関する事項
- ② 議会のホームページに関する事項
- ③ 議会報告会の企画運営および議会報告会で聴取した意見等の整理に関する事項
- ④ その他の議会の広報および広聴に関する事項

広報広聴委員会の前身として「議会だより」を作成することを役割とした議会広報特別委員会が昭和60年5月に設置されました。以降、年4回ある定例会ごとの「議会だより」を幕別町民の皆さんにお届けしてきました。新たな役割を加え発展的に解消し、現在の委員会に引き継がれています。発行号数はこれまでに220号になりました。



広報広聴委員会（議会だより編集作業）

◎幕別町民と議会の関係を明確に

「幕別町議会基本条例」で、大きく以下の2点を定めています。

- ① 議会は町民に対し情報を公開し、説明責任を十分に果たすこと
- ② 議会は、議員と町民との意見交換の場として議会報告会を開催すること

幕別町議会は広報広聴委員会設置後、実施方法を変え試行錯誤しながら議会報告会を毎年開催してきています。今年度どのように開催するか議論も始めています。



議会報告会の様子（R7.2.8開催）

4年間の任期も半分が過ぎました。広報広聴委員会の7議員、町民の皆さんの声にしっかり耳を傾け、今後も様々な所掌事務の課題を整理してまいります。

お気づきのことがあれば遠慮なくお聞かせください。

表紙写真 募集中!!

幕別町内での身近な暮らしの出来事や行事、風景などを募集しています。スマートフォンでの撮影写真も歓迎します。①お名前 ②撮影場所 ③タイトル ④コメントを添えて、右のQRコード、メールアドレスからご応募ください。※採用された方には、まく Pay（幕別町電子地域通貨）行政ポイント500ポイントをプレゼントします。

【締切：令和7年10月3日（金）】



議会メールボックス gikaijimukyoku@town.makubetsu.lg.jp

コラム

このたび、広報委員長として初めて編集に携わりました。広報紙は、議会の取り組みやまちの課題を「見える化」し、住民の皆さんの思いや声と議会とをつなぐ大切な架け橋だと考えています。普段なかなか表に出ない声や、小さな気づきをすくい上げ、丁寧に届けていける紙面を目指します。これからも、多くの方に手に取っていただける広報紙を目指していきます。酒井はやみ

議会広報広聴委員会

委員長 酒井はやみ
副委員長 谷口和弥
委員 塚本逸彦 山端隆治 内山美穂子 長谷陽子 藤谷謹至

ご意見を お寄せください

議会だよりをより良い紙面にしていくため、みなさんのご意見やご感想をお待ちしています。議会への質問やご意見もお寄せください。



議会ホームページ



議会メールボックス